

海老名市教育委員会

(令和3年 9月 定例会議事日程)

日時 令和3年9月27日(月)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 19 号 海老名市立小中学校における休業日の指定について

日程第 2 議案第 33 号 教育財産（国指定史跡相模国分尼寺跡）の取得の申し出について

日程第 3 議案第 34 号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第 4 議案第 35 号 令和3年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について

海老名市教育委員会

令和3年度 9月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 8月20日(金) 教育委員会8月定例会
修学旅行実施検討会
- 23日(月) ひびきあう教育研究発表大会(動画配信)
連合運動会実行委員会代表者会議
海老名中学校吹奏楽部訪問
- 24日(火) 初任者研修デイキャンプ(延期)
第二学期始業教育長メッセージ配信
- 25日(水) 近代化学株式会社ハンドジェル寄贈式
海老名青年会議所面会
臨時最高経営会議
週部会
- 26日(木) 市長定例記者会見
通学路安全対策委員会
- 27日(金) 第二学期始業式
朝のあいさつ運動(有馬小中学校)
小中学校巡視
- 30日(月) 市議会第3回定例会本会議(開会)
連合運動会実行委員会
- 31日(火) 学校ICT活用推進委員会
代表質疑部内ヒアリング



近代化学株式会社ハンドジェル寄贈式

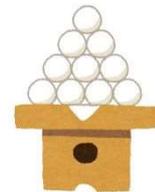
- 9月 1日 (水) 9月校長会議
代表質疑市長ヒアリング
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
週部会
- 2日 (木) よりよい授業づくり学校訪問 (今泉小学校)
- 3日 (金) 市議会第3回定例会本会議 (代表質疑)
一般質問部内ヒアリング
青少年指導員連絡協議会臨時役員会
- 5日 (日) 避難所開設訓練視察
- 6日 (月) 中新田かかし祭り見学
一般質問部内ヒアリング
修学旅行実施検討会
- 7日 (火) 一般質問市長ヒアリング
海老名中学校吹奏楽部全国大会出場に係る打合せ
- 8日 (水) よりよい授業づくり (特別版・海西中学校)
初任者授業参観 (海老名中学校)
臨時校長会議
週部会
- 9日 (木) 9月教頭会議
文教社会常任委員会・予算決算常任委員会文教社会分科会
えびなの教育編集会議
- 10日 (金) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (台風に
関する情報提供)
学童保育事業者面談
- 13日 (月) 修学旅行実施検討会
外国語・外国語活動指導法講座
- 14日 (火) 市議会第3回定例会本会議 (一般質問)
- 15日 (水) 市議会第3回定例会本会議 (一般質問)
台風情報連絡会



- 16日(木) 初任者授業参観(今泉小学校・大谷中学校)
 県央教育事務所長面会
 学校ICT教育担当者会
 海老名市中学校総合文化祭実施に係る担当校長との打合せ
 週部会
- 17日(金) 台風情報連絡会
 学童保育利用者アンケート報告
 単P会長会あいさつ(動画撮影)
 社会教育委員会議(書面開催)
 教育課題研究会
- 18日(土) 単P会長会あいさつ(動画配信)
- 21日(火) 市制施行50周年記念十五夜豆腐寄贈・配布
 十五夜豆腐寄贈セレモニー(有鹿小学校)
 修学旅行実施検討会
 MOA美術館海老名市児童絵画作品展実行委員会
- 22日(水) 予算決算常任委員会文教社会分科会(決算審査)
 市制施行50周年教育部記念事業打合せ
 週部会
- 23日(木) 不登校支援団体「ぼちぼち」進路情報交換会
- 24日(金) 臨時最高経営会議
- 27日(月) 教育委員会9月定例会
 初任者授業参観(有馬小学校)
 新型コロナウイルス感染症対策本部会議



十五夜豆腐寄贈セレモニー



2 海老名市教育委員会として

海野恵子委員が、この定例会を最後に、辞職となります。

13年間、海老名市の教育のためにご尽力いただきました。

心より感謝いたします。

10月1日から、後任には、市議会第3回定例会で、本郷在住の武井哲也氏が承認されているところです。

私としては、ここであらためて、私と4名の教育委員で構成される海老名市教育委員会がどうあるべきか、自らに問うところです。

ひとつは、教育行政の独立性です。

私は、この10月で、職に就いて8年を終えることになりましたが、途中に、新たな教育委員会制度での職となりました。

新教育委員会制度の導入にあたっては、さまざま議論がなされたところですが、教育委員会の守旧的な側面、教育課題への対応の遅さなどが、いじめ問題などへの解決において、大きな問題として浮き彫りになり、首長の教育行政への関与が明確に示され、具体的には、教育大綱の策定、総合教育会議の設置などが法制化されました。

そして、教育長の任期が4年から3年となり、教育長の選任においては、議会の承認を得ることが必要ですが、首長の意向が強くなったところです。

ふり返ると、海老名市では、新教育委員会制度に移行後も、円滑に教育委員会の独立性を堅持しながら教育委員会が運営されているところです。

しかしながら、教育委員会には予算に関する権限がなく、子どもたちを含めた市民のためによりよい教育行政を進めるうえで、首長の意向が大きく関与することも事実です。

私としては、その時々首長の意向に教育行政が振りまわされないことがないように、あらためて、教育委員のみなさんと、常に海老名市の教育について話し合いを重ね、総合教育会議などの場で首長にその結果を主張し、積極的に首長に伝え、市民への説明責任を果たすことを進めたいと考えるところです。

もうひとつは、教育委員会組織の形骸化を防ぐということです。

このことも教育委員会制度改革において、教育委員会の守旧的な側面として、指摘された課題です。



私は、教育委員会事務局の長であり、事務局職員は、部長を中心とした教育部の職員（市職員）で組織されています。

教育委員のみなさんの職務には、教育委員会事務局が進める施策・事業へのチェック機能を果たすという役割があります。

教育委員ひとりひとりの立場で、会議において、積極的に、質問し、意見を述べ、合議により、決定・承認することになります。

教育委員会は、教育の専門家の集団ではありません。それぞれの立場が違うからこそ会議体の価値があり、意味があります。

市民のひとりとして、自分の思いや考えを遠慮なく出してほしいと思うのです。

私は、海野委員の大きな功績として、学級会的な会議体の有様を今後も継続したいと考えています。

そして、私の懸念としては、決して、首長との関係、教育委員会事務局との関係において、対立的な構造を生むことのないよう、よくよく話し合うことが大切であると思うのです。

私の浅い経験ではありますが、教育委員会の特性として、対立がより良い結果を生むことはありません。

子どもたち、保護者、教職員、市民の声を聞き、首長、教育委員会事務局との話し合いを重ね、海老名市教育委員会教育委員の責任として、お互いを尊重して、よく意見を交わし、合議として、教育行政の進め方を定めていきたいと考えているところです。

海野委員、本当に、長い間、ありがとうございました。

あらためて、みなさん、これからもよろしく願いいたします。

以上です。



報告第19号

海老名市立小中学校における休業日の指定について

海老名市立小中学校における休業日の指定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し指定したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

市制施行50周年記念日となる令和3年11月1日に市立小中学校を休業日とするため、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づき休業日を指定したため

海老名市立小中学校における休業日の指定について

1 概要

令和3年11月1日に市制施行50周年を迎えるにあたり、子どもたちが50周年の節目を祝うとともに、郷土への愛情を育むことを目的として、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号に基づき、当該日を小中学校の休業日として指定したため報告する。

なお、当日は、市及び教育委員会主催として各種記念事業の実施等を計画している。

また、学校へは令和3年8月27日、保護者へは令和3年9月1日にそれぞれ周知を行った。

2 休業日として指定した日

令和3年11月1日

3 告示文

添付資料のとおり

4 教育長の臨時代理

小中学校の休業については、勤務体制や生活形態が多様化・不規則化する中、学校及び保護者に対し多大な影響を及ぼすことが想定されるものであり、早急に決定し周知を行う必要があったことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、指定を行った。

○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（抜粋）

（休業日）

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

（1）～（7） 略

（8） 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

2 略

3 第1項第8号の指定を行ったときは、告示する。



海老名市教育委員会告示第11号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号に基づき、
令和3年11月1日を休業日とする。

令和3年8月27日

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文康



議案第33号

教育財産（国指定史跡相模国分尼寺跡）の取得の申し出について

別紙のとおり、教育財産（国指定史跡相模国分尼寺跡）の取得の申し出について、議決を求める。

令和3年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

20,000,000円以上の教育財産として国指定史跡相模国分尼寺跡用地を取得するため、市長に対し申し出を行いたいため

教育財産（国指定史跡相模国分尼寺跡用地）の取得の申し出について

1 趣旨

国指定史跡相模国分尼寺跡の遺構保存及び整備活用を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、市長に対し教育財産の取得の申し出を行う。

2 取得申し出内容

土地買取り及びその土地に存する物件の移転など通常受ける損失補償

3 取得申し出地

No.	地番	区分	用途地域	地目	面積
1	国分北二丁目 3225 番 8	市街化区域	第1種住居地域	宅地	259.03 m ²
2	国分北二丁目 3225 番 10	市街化区域	第1種住居地域	宅地	79.72 m ²
3	国分北二丁目 3225 番 11	市街化区域	第1種住居地域	宅地	64.15 m ²

4 損失補償等

共同住宅（3225番8に所在）、居室内動産、立木、工作物（フェンス等）及び借家人補償等

5 取得希望日程

令和3年度中

6 予算額（相模国分尼寺跡整備事業費—公有財産購入費）

73,328,000円

7 教育委員会からの申し出文書案

別紙のとおり

8 史跡相模国分尼寺跡の概要

（1）史跡指定区域の状況

史跡相模国分尼寺跡は、国分北二丁目にあり、海老名駅の北東約1100mに位置し、都市計画法上の用途地域が第一種住居地域であり、周辺は宅地となっている。

（2）遺跡の概要

相模国分尼寺は、741年聖武天皇の国分寺建立詔を契機に相模国分寺とともに海老名の地に設置された。中門・金堂・講堂が一直線に並び、中門と講堂が回廊で結ばれる形式の伽藍配置であり、発掘調査により金堂・講堂・経蔵・中門・回廊・石敷通路・伽藍区画溝の遺構が確認されている。平成9年4月3日に国史跡の指定を受け、その後平成14年、平成20年に追加指定を受け、現在の指定面積は7,157.81m²である。

（3）これまでの保存整備活用

公有地化部分について整地等を行い開放している。日常的な管理は地元自治会に委託し、近隣住民の憩いの地になっているほか行事などでも利用されている。

（4）公有地化状況

現在、指定面積7,157.81m²のうち、5,141.82m²を公有地化し、史跡指定地の公有地化率は約72%となっている。

教育財産取得申出書

海老名市長 内 野 優 様

海老名市教育委員会

下記に表示した土地を教育財産として取得したいので、申し出します。

記

1 申し出をする財産

国指定史跡相模国分尼寺跡用地

海老名市国分北地内				
所 在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	備 考
二丁目	3225 番 8	宅地	259.03	
二丁目	3225 番 10	宅地	79.72	
二丁目	3225 番 11	宅地	64.15	

2 取得費用

令和3年度相模国分尼寺跡整備事業費（公有財産購入費）予算額

73,328,000円

以 上

議案第34号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和3年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和4年度及び令和5年度の学年始休業及び冬季休業の期間を変更するため、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を定めることにより、改正を行いたいため。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 概要

令和4年度及び令和5年度の1学期の始業について、学期開始日（4月1日）から始業日までの間に勤務日が2日間しかなく、新年度の準備を行うことが困難であることから、標記規則を改正することにより、学年始休業の期間を変更したい。

なお、上記改正により休業日が1日増えることから、併せて冬季休業日を1日減らすことで授業日数を確保する。

2 改正内容

(1) 学年始休業

学年	変更前	変更後	初登校日
小学校 2学年から6学年	4月1日から <u>4月4日</u> まで	4月1日から <u>4月5日</u> まで	始業式 4月6日
中学校 1学年から3学年	4月1日から <u>4月5日</u> まで	4月1日から <u>4月6日</u> まで	入学式 4月7日

(2) 休業日

休業	変更前	変更後
冬季休業	12月25日から翌年 <u>1月7日</u> まで	12月25日から翌年 <u>1月6日</u> まで

※この変更は令和4年度及び令和5年度に限るものであり、標記規則の附則において規定する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 今後のスケジュール

令和3年9月27日	定例教育委員会	決定
10月18日	政策会議	報告
10月26日	最高経営会議	報告

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和4年度及び令和5年度に限り、第3条第1項第4号中「4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあつては4月1日から4月5日まで（4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日まで）」とあるのは「4月1日から4月5日まで。ただし、小学校第1学年にあつては4月1日から4月6日まで（4月7日が第2号に該当する場合は4月1日から4月8日まで）」と、同項第6号中「12月25日から翌年1月7日まで」とあるのは「12月25日から翌年1月6日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p data-bbox="152 252 792 284">海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p data-bbox="73 338 349 370">第1条、第2条（略）</p> <p data-bbox="73 424 613 456">第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="73 466 904 497">(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p data-bbox="73 507 367 539">(2) 日曜日及び土曜日</p> <p data-bbox="73 549 286 580">(3) 開校記念日</p> <p data-bbox="73 590 1106 708">(4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあつては4月1日から4月5日まで(4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日まで)</p> <p data-bbox="73 718 607 750">(5) 夏季休業 7月21日から8月26日まで</p> <p data-bbox="73 759 658 791">(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p data-bbox="73 801 636 833">(7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで</p> <p data-bbox="73 842 1106 960">(8) 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日</p> <p data-bbox="73 970 1106 1088">2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。</p> <p data-bbox="73 1098 696 1129">3 第1項第8号の指定を行ったときは、告示する。</p> <p data-bbox="73 1184 349 1216">第4条～第33条（略）</p> <p data-bbox="152 1270 237 1302">附 則</p> <p data-bbox="73 1311 562 1343">1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="73 1353 1084 1433">2 この規則施行の際、従前の例によりなされた手続その他の行為は、この規則にてい触しない限り、それぞれこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p>	<p data-bbox="1223 252 1863 284">海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p data-bbox="1144 338 1420 370">第1条、第2条（略）</p> <p data-bbox="1144 424 1684 456">第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1144 466 1975 497">(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p data-bbox="1144 507 1438 539">(2) 日曜日及び土曜日</p> <p data-bbox="1144 549 1355 580">(3) 開校記念日</p> <p data-bbox="1144 590 2177 708">(4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあつては4月1日から4月5日まで(4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日まで)</p> <p data-bbox="1144 718 1677 750">(5) 夏季休業 7月21日から8月26日まで</p> <p data-bbox="1144 759 1729 791">(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p data-bbox="1144 801 1706 833">(7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで</p> <p data-bbox="1144 842 2177 960">(8) 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日</p> <p data-bbox="1144 970 2177 1088">2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。</p> <p data-bbox="1144 1098 1740 1129">3 第1項第8号の指定を行ったときは、告示する。</p> <p data-bbox="1144 1184 1420 1216">第4条～第33条（略）</p> <p data-bbox="1223 1270 1308 1302">附 則</p> <p data-bbox="1144 1311 1632 1343">1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="1144 1353 2159 1433">2 この規則施行の際、従前の例によりなされた手続その他の行為は、この規則にてい触しない限り、それぞれこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p>

3 令和2年度に限り、第2条第2項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「小学校にあつては4月1日から9月22日まで、中学校にあつては4月1日から8月23日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「小学校にあつては9月23日から12月31日まで、中学校にあつては8月24日から12月31日まで」と、第3条第1項第5号中「7月21日から8月26日まで」とあるのは「8月8日から8月23日まで」と、同項第6号中「12月25日から翌年1月7日まで」とあるのは「12月26日から翌年1月5日まで」とする。

4 令和4年度及び令和5年度に限り、第3条第1項第4号中「4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあつては4月1日から4月5日まで（4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日まで）」とあるのは「4月1日から4月5日まで。ただし、小学校第1学年にあつては4月1日から4月6日まで（4月7日が第2号に該当する場合は4月1日から4月8日まで）」と、同項第6号中「12月25日から翌年1月7日まで」とあるのは「12月25日から翌年1月6日まで」とする。

3 令和2年度に限り、第2条第2項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「小学校にあつては4月1日から9月22日まで、中学校にあつては4月1日から8月23日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「小学校にあつては9月23日から12月31日まで、中学校にあつては8月24日から12月31日まで」と、第3条第1項第5号中「7月21日から8月26日まで」とあるのは「8月8日から8月23日まで」と、同項第6号中「12月25日から翌年1月7日まで」とあるのは「12月26日から翌年1月5日まで」とする。

(追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

令和 3 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）のうち教育に係る部分
に関する意見の申し出について

別紙のとおり、令和 3 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）のうち教育に係る
部分に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和 3 年 9 月 27 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

令和 3 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）のうち教育に係る部分について、
海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したいため

